

平成30年度 第1回瀬戸市環境審議会  
次 第

日時：平成30年 9月19日(水)

午前10時00分～

会場：瀬戸市役所西庁舎2階交流センター

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書(案)について

(3) 太陽光発電設備設置事業に係る条例(案)策定状況について

4 その他

5 閉会

[資 料]

- ・配席表
- ・平成30年度 瀬戸市環境審議会名簿
- ・議事資料 第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書(案) 【資料1】
- ・議事資料 太陽光発電設備設置事業に係る条例(案) 【資料2】
- ・瀬戸市環境基本条例(関係条項抜粋)
- ・瀬戸市環境審議会規則
- ・第2次瀬戸市環境基本計画中間評価書(概要版)

平成30年度 第1回瀬戸市環境審議会  
議事録

開催日時：平成30年9月19日（水）午前10時から午前11時45分まで

開催場所：瀬戸市役所 西庁舎2階交流センター

出席者：12名

事務局：長谷川利忠市民生活部長、山内徹環境課長、長江孝課長補佐兼環境保全係長、  
久野秀幸ごみ減量係長、上四元直樹主事、奥田健二主事

議事結果

1 会長及び副会長の選任について

会長及び副会長の選任を行った。

2 第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（案）について

- (1) 事務局から、資料「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（案）」に基づき、平成29年度末現在のリーディングプロジェクト実施状況等について説明した。

【意見等】

委員：本計画の中間年度から2年経過したところだが、どのリーディングプロジェクトのどの目標が達成できるのか、あるいは、進展がないのか。市として重点を置いている事業は達成されることが望ましいが、いかがか。

会長：事務局として、当初の目標の達成が難しいと考えているものはどのあたりか。

事務局：プロジェクトごとに説明する。豊かな自然を守るプロジェクトについては、本計画終了時に目標達成できると考えている。

豊かな自然の魅力を活かすプロジェクトについては、自然ガイドボランティアの登録者数が伸び悩んでおり、市民の協働組織であるせと・まるっと環境クラブの会議において、力を入れて事業を進めていきたいという話になっている。

安全・安心な「水」と魅力ある「食」をつくるプロジェクトについては、道の駅「瀬戸しなの」は大変好評であり、順調である。水源の保護区域の設定は、市の自己水源として地下水を利用する施設が1か所と、表層水を利用する施設が2か所あるが、今後水道事業を維持していく上で自己水源を使用し続けるのか、場合によっては全てを愛知用水に切り替えるという選択もあり、現在パブリックコメント中の「水道事業経営戦略」において今後どうしていくかを検討していると聞いており、その結果次第になると思う。

生活と産業の脱温暖化を目指すプロジェクトについては、市民・事業者の温暖化防止を支援する施策の数及び環境産業の企業を支援した件数は目標達成できているが、環境配慮に取り組んでいる事業所の数については、600事業所以上という目標が大きく掲げすぎたと感じており、達成は難しいのではないかと考えている。

ごみのない循環型のまちを目指すプロジェクトについては、市民一人一日あたりのごみの量は達成できている。家庭から回収される資源物の割合は、当初より資源化率が減少している状況で、達成は難しいと考えている。不法投棄されたごみの処理量は、監視体制を強化して数字を減少させていきたい。不法焼却行為に対する苦情申立ての件数は、達成できていない状況だが、地道に啓発を行っており、今後も減少するよう努めていきたい。

環境を知り、まち全体が連携して取り組むプロジェクトについては、概ね達成できている。環境教材の満足度については、進捗していない状況であるが、第3次計画策定時に検討したい。パートナーシップ型組織に参加している市民・事業者の数については、せと・まるっと環境クラブと瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議が連携しながらより一層の啓発を進め登録者数を増加させていきたい。

会長：来年度から第3次計画の検討に入ると思うが、引き続き指標に採用するかどうかの議論をしていくことになる。

委員：水源の保護について、水道課は環境の視点ではなく、水道経営の視点で判断すると思うが、馬ヶ城浄水場を廃止となった場合に、水源池周辺の森をどのように保護していくのか。瀬戸市自然環境の保護及び保全条例により保護していくのか。考えを聞きたい。

事務局：水道課による水道水源保護の考え方については、経営の視点のみではなく、災害時における自己水源の有用性も含めて判断するものである。馬ヶ城浄水場の水源池周辺については、県有林であることと、保安林指定であることで強い規制がかけられている。加えて、古窯の集積地であることと、シデコブシを始めとしたこの地域の貧栄養湿地に依存する希少種の生育地になっており、様々な意味で保護されている場所と考えられる。また、瀬戸市自然環境の保護及び保全条例の特定地区としては、現在この場所は指定する準備に着手してはしていないが、市独自のルールを当てはめることも可能である。

委員：保安林であっても鉱山として簡単に開発されることもあるので、保護する方向で検討してほしい。

(2) 事務局から、資料「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（案）」に基づき、平成29年度末現在の基本方針について、基本方針3「安全・安心に暮らす」を中心に説明した。

委員：基本方針2の施策の展開状況について、市における水源の適切な保護や森林の適切な保全など、具体的な「展開中」の中身を知りたい。展開中の中身をしっかりと記載していただき、この会議でしっかりと議論していきたい。

事務局：瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例については、特定地区の候補地選定委員会を設置し、条例の要件で指定できるようなエリア約30か所の中から、優先度の高い下半田川町蛇ヶ洞川エリアを最初に特定地区として指定するエリアに選定し、作業を進めているところである。また、市の南部にある山口地域において、貧栄養湿地に生育する植物の大群落があり、自然環境調査も実施した。下半田川町蛇ヶ洞川エリアの指定が完了

すれば、この湿地についても指定作業に取り掛かっていきたい。その後も、候補地はある程度把握できているので、優先度を考え順次指定をしていくことが考えられる。具体的に記載できておらず申し訳なかった。

副会長：基本方針にある「自然を守る」や「自然と親しむ」は市の環境において重要な方針である。P 2 3「自然との親しみを感じている市民の割合」のグラフを見ると、調査内容が全く同じではないが、自然に親しむ人が少なくなっていることがわかる。また、P 3「自然観光資源を訪れた人数」も少なくなっている。統計の取り方で変動したこともあるが、気になるところである。特に、自然環境の地域に行けばいいというわけでもなく、人が多く集まりすぎてもごみの問題などが発生するので注意しないといけない。例えば、定光寺や岩屋堂という地域は愛知高原国定公園に指定されており、自然公園法の目的に沿った場所である。自然公園法は自然風景地の保護と利用の増進で人々の精神の向上や自然の大事さを学ぶということが大事なことであり、市民が行かないとその大切さはわからなくなってしまうので、行ったほうがよい。そういう意味で、この統計の人数がただ減少したという指標にするのではなく、第3次計画の策定にも関わることでもあるが、P 1 7のように環境に関する取組や事業において子供達の人数がどれだけ増え、自然の大切さを身をもって知ることできたというような指標に変えていくことも考えられる。

第3次計画の策定においては、P 3「自然観光資源を訪れた人数」の指標の取り方を検討する必要がある。

会長：P 2 3「自然との親しみを感じている市民の割合」にあるように、アンケートは設問の表現を少し変えただけで結果が変わってくるものなので、これも検討してほしい。

また、P 1 1「家庭から回収される資源物の割合」についても、瀬戸市だけでなく全体的に減少しているようなので、指標の取り方を検討する必要がある。

来年度は、この会議で第3次計画の策定作業も議論することになるが、その際には今回指摘のあった指標の取り方も検討していくことになると思う。

### 3 太陽光発電設備設置事業に係る条例（案）策定状況について

事務局から、資料「新条例制定検討資料」及び「(仮)瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づく手続の流れ」に基づき、条例の策定状況について説明した。

#### 【意見等】

委員：とても良い条例ができると思うので是非進めてほしい。周知について、業者と地域住民の間で行われるようだが、周知後に住民から市長に対して意見を言える機会を作るべきである。メガソーラーの場合は、事業者と住民の間で協定が締結されてから市に同意を求められる流れだが、その時点で市から事業者に「認めない。」と言えるのか。例えば、協定書が策定される前に市としての意見を事業者と住民に言える場が必要ではないか。

事務局：協定書の内容については、参考様式を策定する予定である。また、注意事項や遵守

事項をいくつか例示し、その中から地域に合った内容を選択し、協定に記載してもらえ  
ような方法を考えている。

フロー図にあるように、規模の大小に関わらず、地元周知をする前に市と協議をし  
てもらうことにしている。これは瀬戸市土地利用調整条例と同じような仕組みにしてい  
る。現在進められている上半田川メガソーラー事業の件でいうと、担当の都市計画課が、地  
域からの懸念の声が大きいことや、水源等に与える影響も考えられることから、地元  
に受け入れられる可能性は低いという意見を伝え、その他手続きが必要な個別法  
による説明も行い、協議において問題点のある程度整理をしてから、地元周知を行  
っている。本条例においても、地元周知の前にそういった協議を行う予定である。

委員：市長が同意する要件について、自分としては、大規模な事業の場合は環境ア  
セスメントが実施されるべきだと考えており、事業のインパクトに対してどうい  
った対処をするのかを聞かなければ同意ができないと思う。環境アセスメントは  
義務付けられないかもしれないが、提出資料に対処方法を明示させ、その資料  
がないと同意できない、という形にしてほしい。

加えて、メガソーラーの場合の（仮）瀬戸市太陽光発電設備設置審議会は必ず開  
催するようにしてほしい。そこで専門家の目を入れて審議できればと思う。

副会長：地元との協定が締結できれば基本的に事業を実施できるということか。

事務局：協定の締結だけが条件ではない。例えば、住民のほとんどが認めている  
が、一部に強硬な反対住民がいることで協定が締結できないケースが想定される。  
廃棄物の関係で、瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整  
に関する条例という条例があるが、その中で事業者と住民と協定を締結する手  
続きがあり、紛争が起こった場合に、行政サイドが和解するよう仲介する仕組  
みがあり、その上で紛争が解決しない場合は、協定締結しないこともやむを得  
ないとして手続きを進める場合がある。本条例も似たような手続きにすること  
も考えている。また、地元との協定が締結された場合でも、自然環境に対する  
インパクトが懸念されるものであれば、それらの低減や代償措置を取るよう指  
示をすることもある。総合的に勘案して市長は同意するかどうかを判断する。

副会長：地元地域はどう選ぶのか。

事務局：関係する地域の指定方法はまだ明確に決めていない。

副会長：大きな規模の事業だと、多くの集落が関わってくる。明確に範囲が  
決められていないと、事業者が自身で判断した範囲で協定を締結して「これ  
でいいだろう。」と言われかねない。

事務局：庁内組織である（仮）太陽光発電設備設置研究会において、防災や農  
業、養殖業を始めとして様々な分野の担当課が集まり、議論して関係する地  
域を指定する予定である。

副会長：地元との協定締結後に（仮）瀬戸市太陽光発電設備設置審議会にお  
いて問題があるという結論になった場合に、中止・計画変更の勧告が出せる  
ということか。

事務局：可能性はないことはない。

副会長：勧告して事業者名を公表する仕組みはあるのか。

事務局：違反行為に対しては公表や罰金刑を設けることを検討している。

副会長：こういった事業を行うのは市と関係ない外の事業者が多いと思うが、土地を購入して強行に事業を進めるケースがある。そういった強硬な事業者を抑止できる条例とすることが求められる。本条例を見た事業者が事業を思い留まるようなものでないと効果が少ない。特に、太陽光設備設置事業は地域外の事業者が多く、地域に経済的なメリットもなく自然破壊だけで終わってしまうので、非常に懸念している。加えて、本条例では事業終了後の届出が義務付けられているが、FIT法の期間20年が経過し、その施設が放置されることも懸念している。他の条例では撤去まで義務付けているものもあり、本条例においても、最終的なところまで責任を持って対応することを明記しておくことが大切である。

会長：地元住民の同意が条例の目的なのか。資料にある条例の目的は「市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。」と記載されているので、地元住民の同意は必要条件であり、十分条件ではない。例えば、太陽光発電設備設置事業の一つの観点として、大規模な森林の伐開という面がある。その伐開に対して市としてどうするのかという視点を抜かしてはいけない。静岡県清水市において水道水源保護条例の策定に携わったときには、対象はゴルフ場であったが、森林を伐開する場合は同じ規模の森林を再生するよう義務付けた。結果的には抑止力が強く働いた。森林の伐開という面から捉えると、太陽光発電設備設置事業についても代償措置を条例で義務付けることもあり得る。加えて、市長の同意の条件であるが、静岡県伊東市でも水道水源保護条例の策定に携わったが、開発を同意する条件として（正確ではないが）「市が認められるだけの資料を事業者が提出した場合」と記載した。条例で同意する条件を明記すると、それらをクリアすればよいという話になるが、この手法により「水道局が安全と認めるまでは同意しない。」という条件を付すことができた。裁判でも訴訟されることなく、開発を阻止することができた。

大事なのは何のために条例を策定するのかである。資料だけ見ると地域住民の同意を取ることが目的のように見えてしまうが、それは本質ではない。地元だけの問題ではなく、市全体の自然環境から考えるべきものである。ただし、山梨県富士河口湖町では太陽光発電設備の設置に不同意処分をしたところ、処分取り消しの判決が下り敗訴した事例もある。

副会長：再生可能エネルギー全体を対象としなかったのはよいのか。他の条例で風力発電施設を規制しているところもある。

事務局：風力発電施設については、数年前に環境省が風況調査をしており、市内に適する場所がほとんどなく、計画される可能性は低いと考えている。また、太陽光発電設備に特化したほうがわかりやすいということもあり、この骨格となった。

副会長：風力発電施設は低周波を始めとして、太陽光発電設備より住民に対する影響が大き

いため、可能性が低いとしても懸念してしまう。

会長：生活環境の影響を主眼にして考えれば、風力発電施設その他の設備も関わってくると  
思う。大規模な森林の伐開を想定するなら、風力発電施設ではなく太陽光発電設備やゴルフ場が対象になってくる。何のために条例を策定するのか。条例の目的と内容の整合性を取っておくべきである。

委員：風力発電施設は技術が日進月歩であり、今まで対象でなかった場所が将来もならない  
とは言えないので、風力発電施設も条例の対象にしたほうがよい。

副会長：懸念し過ぎて全てを抑制してしまうと、良いことまでできなくなるので、慎重に考  
えないといけないが、後追いの条例になるよりは最初から懸念されることは抑制できる  
ほうがよい。ただし、懸念がどの程度かを見極める必要はある。

会長：スケジュールを説明してほしい。

事務局：罰金刑を入れる場合は名古屋地方検察庁との協議が必要となり、ここで時間を要す  
ると聞いている。また、パブリックコメントも考えているので、その点も考慮しないとい  
けない。できる限り速やかに進めていきたい。

#### 4 その他

事務局から、現在のところ今年度の審議会の開催は今回のみであることを説明した。

## 新条例制定検討資料

### 条例の目的

本市の自然環境、安全安心な生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

### 1 対象行為

太陽光発電施設	再生可能エネルギー	全ての開発行為
---------	-----------	---------

全ての開発行為を対象行為とした場合、対外的な PR がボケてしまうこと&宅地開発や企業立地等の市として推進したい事業にも影響を及ぼす可能性がある。

### 2 対象規模

発電容量 (ex 50kw 以上)	事業面積 (ex 1,000 m <sup>2</sup> 以上)
-------------------	-----------------------------------

新条例の対象規模と、条例により規制する対象規模を分けて検討する必要あり。

### 3 規制内容

届出	協議	同意	許可
----	----	----	----

【田原市：ガイドライン】改正 FIT 法においてガイドラインも遵守する必要あり。相談時に自粛を求めるエリアの場合、認定取消の可能性のあることを伝えている。

【伊東市：同意】条例の制度上は問題ない。ただし訴えられたケースがないので、裁判になった場合は分からない。

【富士宮市：同意】許可までは財産権の制限はかけられないが、同意程度は問題ない。

【富士市：届出】法務担当より届出制度で同意ということが、制度的にありえない。

【大津市：許可】許可とは全面禁止しておいて、条件を満たす場合は部分的に解除するもの。厳しい規制となるため慎重に検討したが、防災・景観・周知の基準を満たしていない場合は許可しないことも問題ない。

⇒同意・許可のように厳しくしても条例制度上は問題ない。ただし、同意や許可を出す基準を明確にする必要があり、基準さえ満たせば同意・許可を出すこととなる。また、制度上問題ないが、裁判となった場合には結果は分からない。

太陽光で同意・許可とした場合、より地域にとって迷惑施設となる産廃施設や土砂採取も同様にしてほしいとの要望が出ることも想定される。太陽光単体だと各法規制にかからないので技術基準を定めたものだという整理等が必要となる。

### 4 規制区域等の設定

禁止区域	抑制区域
------	------

自然環境、景観、防災、水源地等による規制区域の検討。禁止区域は開発できない相応の理由が必要。抑制区域は設定しても基準を満たせば同意・許可する市町村が多い。

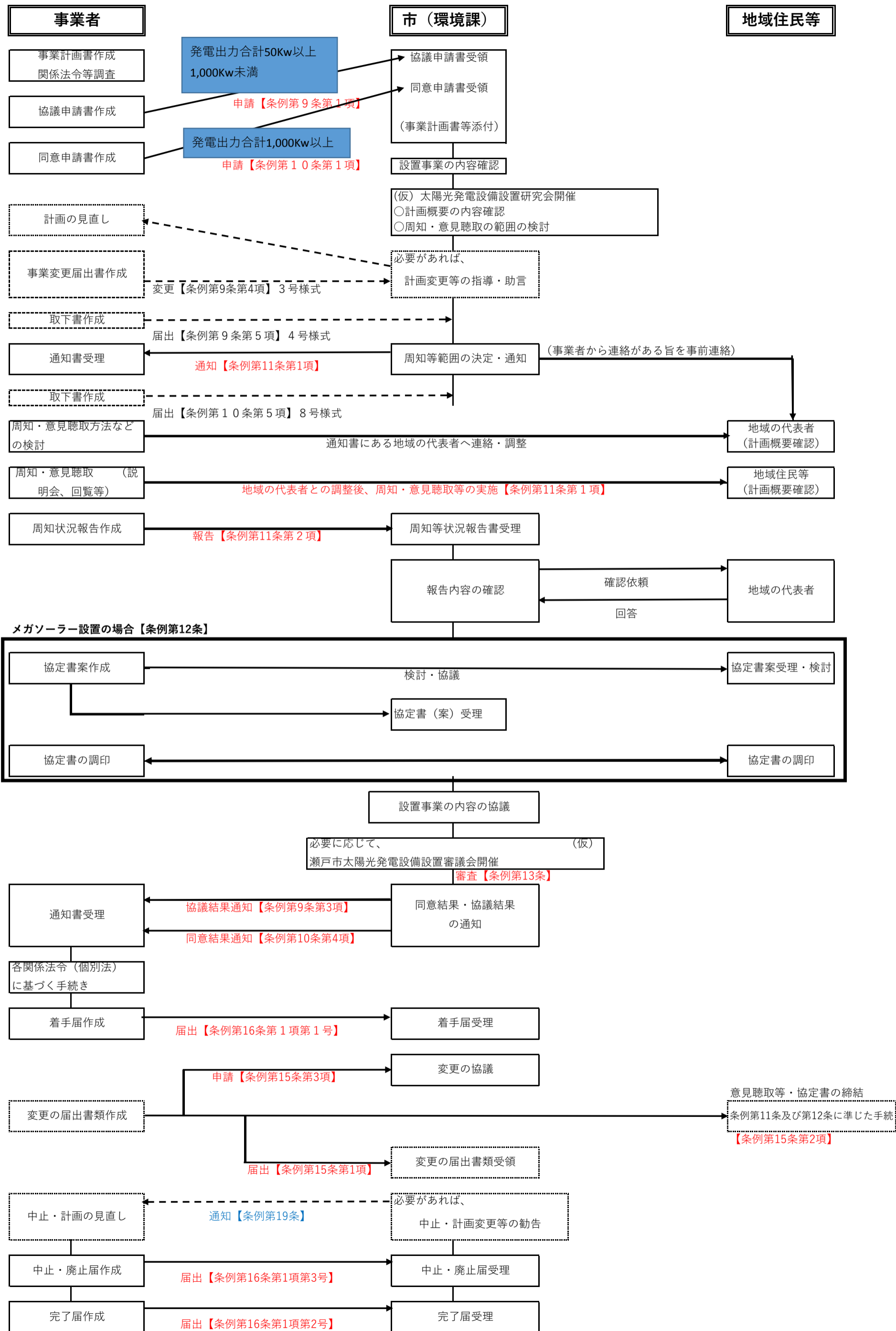
### 5 その他

地元周知	協定書	設置基準	報告義務
------	-----	------	------

地元周知は必須。設置基準で技術的な基準を盛り込むことを検討。また、土地利用調整条例との整理必要。



# 瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づく手続きの流れ



## 瀬戸市環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画）

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、環境配慮指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見が反映されるよう努めるとともに、あらかじめ瀬戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告書）

第 9 条 市長は、毎年 1 回、市の環境の状況、環境基本計画に基づいて実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

## 第 3 章 環境審議会

（設置等）

第 25 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、瀬戸市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（組織）

第 26 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全及び創造に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 審議会は、必要があると認めるときは、市長及び調査審議の対象となる関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

4 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 瀬戸市環境審議会規則

平成 13 年 3 月 30 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市環境基本条例(平成 13 年瀬戸市条例第 10 号)第 26 条第 4 項の規定に基づき、瀬戸市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(平 18 規則 7・一部改正)

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日規則第 7 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

瀬戸市太陽光発電設備設置審議会規則をここに公布する。

令和元年 8 月 1 6 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 1 3 号

瀬戸市太陽光発電設備設置審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成 3 1 年瀬戸市条例第 1 4 号）第 1 4 条の規定に基づき、瀬戸市太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の施行の日から施行する。